

温 泉 分 析 書

1. 申請者

住所

福島県西白河郡西郷村大字真船字馬立1

氏名

五峰観光株式会社 有賀 謙三

2. 源泉名及び湧出地

源泉名

五峰荘源泉

湧出地

福島県西白河郡西郷村大字真船字馬立1-18

3. 湧出地における調査及び試験成績

- (1) 調査及び試験者 分析機関の名称 社団法人 福島県薬剤師会 氏名 後藤 幸永
- (2) 調査及び試験年月日 平成24年 3月 6日
- (3) 泉 温 71.3℃ (調査時における気温 14℃)
- (4) 湧 出 量 263 l/min (動力揚湯)
- (5) 知覚的試験 微弱黄色・澄明・無臭・無味・気泡無し
- (6) pH 値 7.2

4. 試験室における試験成績

- (1) 試験者 分析機関の名称 社団法人 福島県薬剤師会 氏名 経邊 智子 西井 正子 後藤 幸永
- (2) 分析終了年月日 平成24年 3月 23日
- (3) 知覚的試験 微弱黄色・澄明・無臭・無味(採水後72時間)
- (4) 密度 0.9995 (20℃/4℃)
- (5) pH 値 7.66
- (6) 蒸発残留物 1424 mg/kg (130℃)

5. 試料 1kg 中の成分、分量及び組成

(1) 陽イオン

成 分	ミリグラム (mg)	ミリバル (mval)	ミリバル% (mval%)
ナトリウムイオン (Na ⁺)	429.8	18.70	86.45
カリウムイオン (K ⁺)	16.7	0.49	1.99
マグネシウムイオン (Mg ²⁺)	10.0	0.82	3.79
カルシウムイオン (Ca ²⁺)	31.6	1.58	7.20
アルミニウムイオン (Al ³⁺)	0.0	0.00	0.00
マンガンイオン (Mn ²⁺)	0.0	0.00	0.00
鉄(II)イオン (Fe ²⁺)	0.4	0.01	0.05
リチウムイオン (Li ⁺)	0.6	0.09	0.42
陽イオン 計	489.1	21.63	100

(2) 陰イオン

成 分	ミリグラム (mg)	ミリバル (mval)	ミリバル% (mval%)
フッ化物イオン (F ⁻)	8.4	0.34	1.59
塩素イオン (Cl ⁻)	280.4	7.35	34.28
硫酸イオン (HS ⁻)	0.0	0.00	0.00
チオ硫酸イオン (SiO ₄ ⁴⁻)	0.1	0.00	0.00
硫酸イオン (SO ₄ ²⁻)	369.2	7.69	35.87
炭酸水素イオン (HCO ₃ ⁻)	369.7	6.06	28.26
炭酸イオン (CO ₃ ²⁻)	0.0	0.00	0.00
陰イオン 計	1006	21.44	100

(3) 遊離成分

① 非溶解成分

成 分	ミリグラム (mg)	ミリモル (mmol)
メタケイ酸 (H ₂ SiO ₃)	64.3	0.82
メタホウ酸 (HBO ₂)	36.6	0.83
メタ亜硫酸 (HASO ₂)	2.1	0.02
非溶解成分 計	102.9	1.67

② 溶解ガス成分

成 分	ミリグラム (mg)	ミリモル (mmol)
遊離二酸化炭素 (CO ₂)	22.0	0.50
遊離硫化水素 (H ₂ S)	0.0	0.00
溶解ガス成分 計	22.0	0.50

溶解物質 (ガス性のものを除く) 1.598 g/kg
成分総計 1.620 g/kg

(4) その他の微量成分

成 分	ミリグラム (mg)	成 分	ミリグラム (mg)
銅イオン	0.01未満		
鉛イオン	0.005未満		
総水銀	0.0023		

6. 泉質

ナトリウム-硫酸塩・塩化物・炭酸水素塩温泉

(旧泉質名 合食塩・重曹-芒硝温泉)
(低酸性-中性-高温泉)

[指示用泉質名 硫酸塩泉]

7. 禁忌症、適応症等

(「温泉分析答別表」中5に記載する)

平成24年 3月23日

登録分析機関の名称 社団法人 福島県薬剤師会
登録番号 福島第1号
所在地 福島市蓬萊町2丁目2番2号
代表者の氏名 会長 桜井英夫



温 泉 分 析 書 別 表

1. 源泉名 五峰荘源泉
2. 源泉所在地 福島県西白河郡西郷村大字真船字馬立1-18
3. 温泉分析申請者 五峰観光株式会社 有賀俤三
4. 泉質名 ナトリウム-硫酸塩・塩化物・炭酸水素塩温泉
 (旧泉質名 含食塩・重曹-芒硝温泉)
 (揭示用泉質名 硫酸塩泉)

5. 療養泉分類の泉質に基づく、禁忌症、適応症等は次のとおりである。

	一般的禁忌症（浴用）	泉質別禁忌症（浴用）
禁忌症	急性疾患（特に熱のある場合）、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、妊娠中（特に初期と末期）	/
	一般的適応症（浴用）	泉質別適応症（浴用）
適応症	神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え性、病後回復期、疲労回復、健康増進	動脈硬化症、きりきず、やけど、慢性皮膚病、虚弱児童、慢性婦人病

〔浴用上の注意事項〕

- (1)温泉療養を始める場合は、最初の数日の入浴回数を1日当たり1回程度とすること。その後は1日当たり2回ないし3回までとする。
- (2)温泉療養のための必要期間は、おおむね2ないし3週間を適当とすること。
- (3)温泉療養開始後、おおむね3日ないし1週間前後に湯あたり(湯さわり又は、浴湯反応)が現れることがある。
 「湯あたり」の間は、入浴回数を減じ又は入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。
- (4)以上の他、入浴には次の諸点について注意すること。
 - ①入浴時間は、入浴温度により異なるが、初めは3分ないし10分程度とし、慣れるにしたがって延長してもよい。
 - ②入浴中は、運動浴の場合は別として一般には安静を守る。
 - ③入浴後は、身体に付着した温泉の成分を水で洗い流さない。(湯ただれを起こし易い人は逆に浴後真水で身体を洗うか、温泉成分を拭取るのがよい。)
 - ④入浴後は湯冷めに注意して一定時間の安静を守る。
 - ⑤次の疾患については、原則として高温浴(42℃以上)を禁忌とする。
 (ア)高度の動脈硬化症 (イ)高血圧症 (ウ)心臓病
 - ⑥熱い温泉に急に入るとめまいを起すことがあるので十分注意する。
 - ⑦食事の直前・直後の入浴は避けることが望ましい。
 - ⑧飲酒しての入浴は特に注意する。

この別表は、温泉法第14条による揭示に必要な参考資料となるものである。